

国際課税委員会（第16回）の概要

平成20年3月18日、経団連会館にて、第16回の『国際課税委員会』が開催されました。今回は、「海外のプライベート・エクイティ・ファンドのPEを巡る税制」と題して、ユナイテッド・パートナーズ会計事務所の西村善朗氏から講演をいただき、その後議論を行いました。

西村氏の話の概要は以下のとおりです。（詳細な資料が添付されているので、議論の概要のみ記す）

【講演概要】

- ◆ 平成14年4月24日付日本証券投資顧問業界からの国税庁照会文書「わが国の投資顧問業者を利用した非居住者及び外国法人の本邦内の有価証券投資に係る現行の所得税法、法人税法及び租税条約の取扱いについて」が、平成17年度、平成20年度の組合関連税制改正によりどのような影響を受けているか、が本議題の出発点である。
- ◆ クロスボーダーの集团的投資ストラクチャーのPE課税の問題については、平成17年度改正以前には、外国法人の事業所得として代理人PEに帰属するものは源泉地である日本で総合課税されていた(この場合、投資運用業者が代理人PE)。
- ◆ 海外投資促進の目的で、次のいずれか満たす場合には、外国法人は、事業譲渡類似株式の譲渡に該当するものを除いて、日本では課税されなかった。
 - 外国法人の投資に関して事業性が認められない場合
 - 投資運用会社の契約締結権限に常習性がない場合（代理人PEに該当しない場合）
 - 投資運用会社が条約上の独立代理人に該当する場合
- ◆ 平成17年度改正により、外国法人が、国内で行う組合契約事業に関連して生じる一切の利益は「事業から生じる利益」であるとされ、また、組合契約事業は全組合員の共同事業であるから、PE判定にあたっては各組合員がそれぞれ国内における組合契約を直接行っているものとして判定することになった。
- ◆ この結果、外国法人である外国組合員が日本に存在する任意組合、投資組合等を経由して日本株に投資をする場合には、仮に、単発的に外国法人が当該組合経由で日本株投資を行っていたとしても、常に、日本国内で組合PE（1号PE）を有していると擬制されることとなった。
- ◆ つまり、平成17年度改正により、外国法人が獲得する所得の種類が事業性所得に統一されたのであり、組合PE（1号PE）に帰属するものは源泉地である日本で総合課税される(この場合、投資運用業者の日本の事業拠点が組合PE 1号PE)。
 - 理由：「任意組合等を成立させる契約である場合、租税条約の事業所得条項に規定する他方の国にあるPEを通じて他方の国において事業を行う場合に該当するから、組合PE又は1号PEは認定される可能性が高い（Per日本ガイダント高裁判決文参照）。

- ◆ 外国法人である外国組合員が海外に存在する LPS 等を経由して日本株に投資をする場合には、投資運用業者（GP）が日本国内に事業拠点を設けている場合に限定して、日本国内で組合 PE を有していると擬制される。
- ◆ 他方、海外 LPS の投資運用業者（GP）が「代理人 PE」とされる場合には、事業所得について代理人 PE に帰属するものは日本で総合課税される。
- ◆ 外国法人が、海外 LPS 経由の日本株投資に関して、組合 PE 又は代理人 PE が存在すると認定された場合には、外国法人への組合利益分配時に、20%の源泉所得税が課せられる。
- ◆ 海外 LPS の投資運用業者（GP）が租税条約上の独立代理人とされる場合の当該外国法人への課税については、条約上、組合 PE 概念がないので、プリザベーション条項の適用により PE 認定されることはないという説もある。しかし、任意組合等の契約事業利益は、租税条約上の「事業所得」条項に当たり、組合 PE でなく、1号 PE と認定される可能性が高い。
- ◆ このような変更は「通達」で行われ、法的安定性を欠くものとなっている。
- ◆ 日本ガイダント・ケース（東京高裁判決）は今後の我が国の租税回避の考え方を考える場合に大いに参考になる。

【質疑・応答の概要】

- ◆ 組合 PE という概念は、通達上の概念というが、むしろ LLP、LPS をどう認識するかということではないか。
- ◆ 17 年度改正後の PE 問題については、20 年度改正（国内法上の独立代理人規定創設）により解決されたのではないか。
国内法の独立代理人規定創設で解決されるのは「3号 PE」のみ、「組合 PE」、つまり、「1号 PE」の問題は解決されていない。
- ◆ （ガイダントの日蘭）クロスボーダー匿名組合分配金の所得分類については、そもそも「その他所得」がいいのかどうか学会でも諸説ある。
- ◆ 平成 17 年度の通達改正の趣旨は、典型的匿名契約からの分配金は、「事業所得」ではない。
共同事業性があるとされたのは、任意組合、投資組合、有責組合、外国におけるこれらに類するもので、匿名組合は除かれていた。
- ◆ 租税回避否認の法理についても様々な考え方があるが、法律上の根拠のない否認はできないという通説判例の上で、事実認定の問題として否認事例が扱われている。
- ◆ 当ケースは、何ら法律上の問題はないようなので否認は難しいのではないか。

以上